

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

## 【新型コロナウイルス対策について】

新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大する中、国内においても累積患者数が増え続けています。

政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を全都道府県に発出し、さらにここ愛知県は、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取り組みを進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に指定されています。

小牧市においても、4月7日に初めて市民の感染報告があり、本稿執筆の5月4日現在までに、6名の方の感染が確認されている状況です。

このような中、市では、公共施設の利用停止や行事の中止の他、小中学校等の休校、保育園・児童クラブの利用中止要請など、感染拡大を防ぐために可能な限りの措置を実行してきました。

こうしたことが、多くの市民の皆様にも多大なご負担をおかけしていることは十分に承知していますが、それでも、命を守るためには、躊躇なく最大限の措置を講じる必要があるものと判断してきたところであります。

そして、市民の皆様にも、改めてお願いしたいことがあります。

今、何より重要なことは、可能な限り人と人との接触を減らすことです。大切な命を守るためには、私たち一人ひとりの行動を変えなければなりません。

買い物や通院などの生活維持に必要な外出や、散歩やジョギングなどを除き、極力外出を控えてください。外出される場合も、こまめな手洗いや咳エチケットを心がけて、感染する可能性が高い密集・密閉・密接の「3つの密」を避けることを徹底していただきたいと思っております。

皆様には、先の見えない現状に不安や息苦しさを感じておられることと思っておりますが、どうか今しばらく、不要不急の外出を控え、感染予防の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

この難局を乗り越えるためには、すべての市民の皆様のご協力が必要です。自分自身や大切な人の命を守るために、すべての市民が団結し、一人ひとりが自覚を持った行動を心がけることで、事態の一日も早い収束を迎えられるよう、是非とも皆様のご理解ご協力を心からお願ひ申し上げます。

令和2年5月4日

小牧市長 山下史守朗

5月1日号の「広報こまき」は、仕分け作業などにおいて、三密（密閉・密集・密接）となる場合が見受けられたため、配布を延期しておりましたが、この度、各区の皆さんのご協力により、三密を回避できる体制の確認ができましたので、この特別号とともに配布させていただきます。なお、5月15日号は、発行いたしません。（6月1日号から発行する予定です。）

今後についても、市内の新型コロナウイルス感染状況などに応じ、その内容や発行について大幅に変更することもありますので、ご理解、ご協力をお願いします。



ホームページ



LINE



フェイスブック



ツイッター

新型コロナウイルス対策や支援に関する最新情報を随時更新しています！

## 「新型コロナウイルス」とは

「新型コロナウイルス」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれます。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけとされています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつとされています。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。

## どのように感染するか

一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

**「飛沫感染」とは：** 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

**「接触感染」とは：** 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

## 行事・イベントや公共施設等

### 市及び外郭団体主催のイベントや集会

▶原則5月末まで中止

### 公共施設

▶原則5月末まで利用停止

### 市内小中学校

▶5月末まで休校

### 市内保育園など

▶5月17日まで利用中止要請

※5月4日現在の情報です。それぞれの措置の延長・再開については、最新情報をご確認ください。

## 小牧市内の感染者情報

市内の感染者 **6**人 ※5月4日現在の情報です

**1 例目** (4月7日愛知県発表、県内246例目)

30歳代、男性 症状：発熱、咳、倦怠感、味覚・嗅覚異常、下痢 【軽症】

**2 例目** (4月9日愛知県発表、県内291例目)

40歳代、男性 症状：発熱、咳、嗅覚異常 【軽症】

**3 例目** (4月11日愛知県発表、県内319例目)

40歳代、男性 症状：咳、肺炎 【中等症】

**4 例目** (4月15日愛知県発表、県内348例目)

50歳代、男性 症状：発熱 【軽症】

**5 例目** (4月15日愛知県発表、県内349例目)

30歳代、男性 症状：発熱、筋肉痛、味覚異常、肺炎 【中等症】

**6 例目** (4月28日愛知県発表、県内480例目)

40歳代、女性 症状：発熱、肺炎 【中等症】

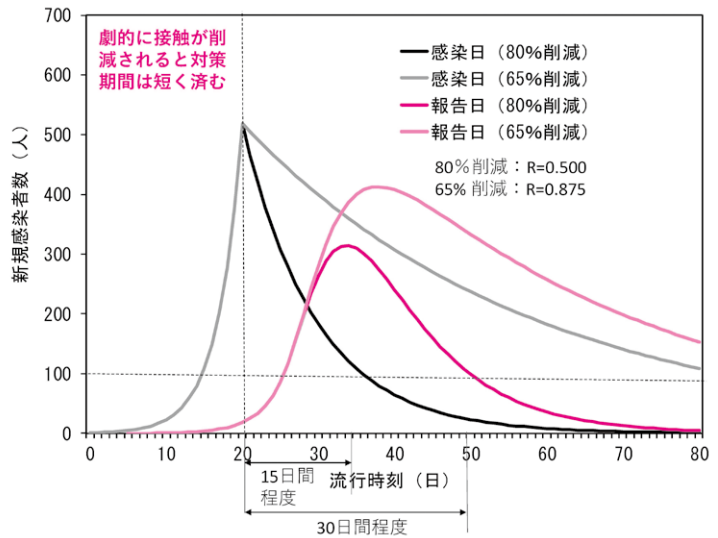
# 新型コロナウイルス感染者数を減らすために

## 「接触 8 割削減」ならば新規感染者数は急減する

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議資料（厚生労働省）によると、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには人との接触を「8 割削減」できれば「新たな感染者は大幅に減少する」とのことです。

接触 8 割削減が実現できれば感染拡大を一定程度まで抑制できる期間は 15 日程度、感染者の減少を確認できるまでに 1 カ月程度となる見込みとのことです。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を長期化させないために、皆様のご協力をお願いします。

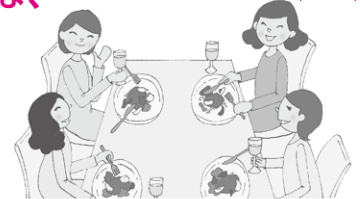


出典：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議資料（厚生労働省）

人と間近で話をするのを避けましょう



緊急事態宣言発令中は、同居の家族以外との食事やお茶は控えましょう

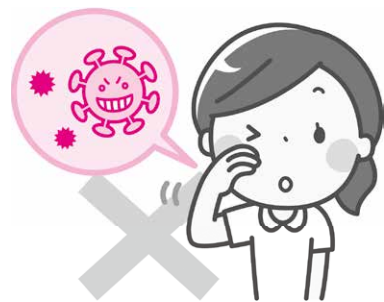


## 接触感染に注意！！

新型コロナウイルスの感染経路として飛沫感染のほか、接触感染に注意が必要です。

人は「無意識に」何度も自分の顔をさわっています。

目、鼻、口などの粘膜から感染するおそれがあるため顔をさわらないことを意識しましょう。



## 手洗いのすすめ ～水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！～

手洗いなし



流水で 15 秒すすぎ



ハンドソープで 10 秒もみ洗い後、流水で 15 秒すすぎ



「ハンドソープで 10 秒もみ洗い後、流水で 15 秒すすぎ」を 2 セット



※手洗いの効果イメージ図

# 小牧市独自の主な支援策

## こどもへの図書カード配布

18歳までのすべてのこども達を対象に、図書カードを一人5,000円分ずつ配布します。

申請  
不要

**対象者** 令和2年4月30日現在において市内在住の0歳から18歳  
(平成14年4月2日生～令和2年4月1日生)の方

**必要な手続きなど** 申請等は不要です。

市立小中学校に通っている方は学校にて配布予定です。それ以外の方については、書留郵便にて送付予定です。

**問合せ先** 未就学児：幼児教育・保育課 ☎ 76-1130  
小・中学生：学校教育課 ☎ 76-1165  
高校生等：こども政策課 ☎ 76-1179

## ひとり親家庭等に対する給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭等に対して給付金を支給します。

申請  
不要

**対象者** 令和2年3月または4月に児童扶養手当の受給資格がある世帯  
なお、所得が高い、または公的年金(障害、遺族)を受給していることで児童扶養手当が支給停止となっている世帯にも支給。

**支給額** 1世帯1万円

**必要な手続きなど** 申請等は不要です。

**問合せ先** こども政策課 ☎ 76-1129

## 家庭保育協力金

保育園等の利用中止の要請に対し、仕事を休むなど家庭での保育に協力いただいた保護者を対象に、家庭保育協力金を支給します。

※支給に必要な事項を確認させていただくため、対象者には、別途案内文を送付します。

申請  
一部必要

**対象施設** 保育園、小規模保育事業所、認定こども園(市内)、幼稚園(市内)、児童クラブ

### 対象と支給額

4月14日(火)から5月6日(水)までの間で 利用中止要請に協力いただいた日数	児童1人あたりの支給額
自粛の日数が3日以上 の保護者	10,000円(児童クラブは5,000円)
自粛の日数が1日 または2日の保護者	5,000円(児童クラブは2,500円)



(保育園等について)



(児童クラブについて)

※認定こども園(1号)、幼稚園については、保護者の就労などの支給要件があります。

**問合せ先** 保育園、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園に関すること  
・ ・ 幼児教育・保育課 ☎ 76-1130  
児童クラブに関すること ・ ・ こども政策課 ☎ 76-1129



## 高齢者への新型コロナウイルス感染症対策協力金

75歳以上の方を対象に、感染防止対策支援のための協力金を一人1万円ずつ支給します。

申請  
必要

**概要** 新型コロナウイルス感染時の重症化リスクが高い75歳以上の方を対象に、感染防止対策支援のための協力金を一人1万円ずつ支給します。

**対象者** 以下の条件を満たす方

- ・基準日（令和2年4月30日）において、小牧市の住民基本台帳に登録がある方
- ・昭和20年12月31日以前に生まれた方（本年中に75歳になる方を含む）

**必要な手続きなど** 5月中に対象者宅へ案内文と振込依頼書を発送する予定です。振込依頼書に必要事項をご記入の上、令和2年8月31日(月)まで（当日消印有効）に同封の返信用封筒によりご返送ください。

順次、指定口座へ振込みいたします。感染拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。

**問合せ先** コールセンター（地域包括ケア推進課内） ☎ 39-5549（5月14日に開通予定）

## 水道料金基本料金の6カ月間免除

水道料金について、基本料金を6カ月間免除します。

申請  
不要

**概要** 外出自粛に伴い、家庭に留まる時間が増加していることから増加が見込まれる光熱水費のうち、水道料金について、基本料金を6カ月間免除します。

**対象者** 小牧市水道事業と給水契約を締結し、水道を利用している世帯及び事業者（官公庁を除く）

**期間** 令和2年6月請求分から6カ月分

**必要な手続きなど** 水道料金の請求から基本料金相当額を差し引く方法で実施します。申請は不要です。

**問合せ先** 上下水道業務課 ☎ 79-1320

## 飲食店新型コロナウイルス感染症対策補助金

飲食店において、来客者の感染拡大防止措置等に要する経費の一部を補助します。

申請  
必要

**概要** 飲食店において、新たにテイクアウトサービスを開始する場合や、店内の換気機能の強化、他者との離隔を確保するためのつい立設置など、来客者の感染拡大防止措置等に要する経費の一部を補助します。

補助率：9/10（1店舗につき上限15万円）

**必要な手続きなど** 必要書類を企業立地推進課へ提出

**問合せ先** 企業立地推進課 ☎ 76-1135



## 郵送請求による証明書の手数料の無料化

郵送での申請をしやすいすることで、市役所への来庁者の減少を図るとともに、外出の抑制の一助とします。

※申請・返送時の郵送料（返信用切手）返信用封筒は、従来どおり、申請者にて準備する必要があります。

申請  
必要

**対象となる証明書** 戸籍謄本、住民票、納税証明書、所得・課税証明書、固定資産評価証明書など19種類

**対象期間** 令和2年5月1日到着分から令和2年10月31日到着分まで

**問合せ先**

戸籍謄本、住民票など	市民窓口課	☎ 76-1148
納税証明書など	収税課	☎ 76-1117
所得・課税証明書など	市民税課	☎ 76-1182
固定資産評価証明書など	資産税課	☎ 76-1115

掲載している内容は5月4日現在のものです。最新の情報や詳しい手続きなどについては、各担当課にお問い合わせください。

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 各種支援のご案内

4 ページ、5 ページで紹介したもの以外の各種支援等をご紹介します。  
掲載する内容は、5 月 4 日時点のものです。

新型コロナウイルス関連の状況、情報は日々めまぐるしく変化し、内容などが変更になる場合もあります。

**必ず問い合わせ先に内容を確認してください。**



最新の新型コロナウイルス関連の情報などは市ホームページをご覧ください▶▶

対象	区分	制度・事業名	概要	問合せ先
個人	支援	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯に対する臨時特別の給付金。	市こども政策課 (☎ 76 - 1129)
	給付	小牧市生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方を対象として、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給。	市福祉総務課 (☎ 76 - 1196)
	貸付	生活福祉資金貸付制度	休業や失業で、一時的な生活資金にお困りの方に向けた緊急小口資金及び総合支援資金(生活支援費)の特例貸付。	社会福祉協議会 (☎ 77 - 0123)
	住宅	県営住宅の提供	解雇等により、住まいの確保が困難になった方に対して、県営住宅を提供する県の制度。	愛知県住宅供給公社 名古屋尾張住宅管理事務所(小牧市内の県営住宅) (☎ 052 - 973 - 1791)
	相談	国民年金保険料免除制度	休業や失業により国民年金保険料の納付が困難となった場合、一定の要件に該当すれば保険料の免除が適用。	日本年金機構名古屋北年金事務所 (☎ 052 - 912 - 1246) 市市民窓口課 (☎ 76 - 1124)
		特別労働相談窓口	労働者を休業させたい、会社から休業するように言われた、企業が有給の特別休暇を導入してくれないなどの相談。	愛知労働局特別労働相談窓口 (☎ 052 - 972 - 0266)
		在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等	3～6月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、当該外国人の在留期間満了日から3カ月後まで受付。	外国人在留総合インフォメーションセンター (☎ 0570 - 013904)
		市・県民税の減免	失業や長期療養等により納付が困難となった場合、一定の要件に該当すれば税額の減免を受けることができる。	市市民税課 (☎ 76 - 1182)
		介護保険料・サービス利用者負担額の減免	一定の要件に該当する場合、介護保険料や介護保険サービスの利用者負担金の額の全部または一部が軽減される。	市介護保険課 (☎ 76 - 1197)
		国民健康保険税の減免	一定の要件に該当する場合、所得割額の全部または一部が減免される。	市保険医療課 (☎ 76 - 1123)
一部負担金の減免(国民健康保険)		一定の要件に該当する場合、6月以内の期間を限って、一部負担金の支払が免除又は減額される。	市保険医療課 (☎ 76 - 1123)	
水道料金等の支払いに関する相談	収入が大幅に減少した等の理由により、水道料金等の支払いが困難な方に対する納入相談。	市上下水道業務課 (☎ 79 - 1320)		
個人・事業者	相談	市税等の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方へ徴収を猶予する制度があります。	市収税課 (☎ 76 - 1118)

対象	区分	制度・事業名	概要	問合せ先	
事業者	休業補償	小学校休業等 対応助成金	4月1日から6月30日までの間に、こどもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主に対して助成。	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター (☎ 0120 - 60 - 3999)	
		雇用調整助成金	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター (☎ 0120 - 60 - 3999) あいち雇用助成室 (☎ 052 - 219 - 5518)	
		新型コロナウイルス 感染症対策協力金	愛知県の休業要請に応じて、緊急事態措置期間中、全面的に協力いただける事業者に対し、市町村と連携して1事業者あたり50万円の協力金を交付。(業種や休業期間により異なる)	愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」コールセンター (☎ 052 - 954 - 7453) 市商工振興課 (☎ 76 - 1112)	
	資金繰り	融資	セーフティネット 貸付の要件緩和	一時的に業況悪化しているが、中期的には業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援。	日本政策金融公庫事業資金 相談ダイヤル (平日：☎ 0120 - 154 - 505) (土日・祝：☎ 0120 - 112 - 476)
			無利子・無担保融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資等に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現する融資。	日本政策金融公庫 (平日：☎ 0120 - 154 - 505) (土日・祝：☎ 0120 - 112 - 476) 愛知県経済産業局中小企業部金融課融資・資金業グループ (☎ 052 - 954 - 6333)
			独立行政法人 福祉医療機構 福祉貸付事業	当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等となった社会福祉施設等の経営資金について、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を受けることができる。	独立行政法人福祉医療機構 福祉審査課 (☎ 03 - 3438 - 9298)
		給付	持続化給付金	感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、再起の糧として、事業全般に広く使える給付金の支給。	持続化給付金コールセンター (☎ 0120 - 115 - 570)
		助成	経済環境適応 融資助成金	愛知県融資制度「経済環境適応資金」の「セーフティネット」と「危機関連保証」に係る信用保証料に対して助成。	市商工振興課 (☎ 76 - 1134)
	業務改善	補助	時間外労働等改善 助成金（テレワーク コース、職場 意識改善コース）の 特例	テレワーク導入や特別休暇の規定整備のため、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、速やかに特例コースの申請受付を開始。	テレワーク相談センター (☎ 0120 - 91 - 6479) 愛知労働局企画課 (☎ 052 - 857 - 0313)
		IT導入補助	在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する場合に補助。	一般社団法人サービスデザイン 推進協議会 (☎ 0570 - 666 - 424)	
	相談	厚生年金保険料換 価の猶予、 納付の猶予	厚生年金保険料等の納付が一時的に困難となった場合の猶予制度。	事業所を管轄する年金事務所	
		事業者向け 無料相談	中小企業のための新型コロナウイルス無料電話相談。	愛知県弁護士会 (☎ 052 - 265 - 6693)	
		中小事業者の 経営に関する相談	中小事業者の経営に関する相談窓口。	小牧商工会議所 (☎ 72 - 1111)	
		企業、労働者向け 無料相談	新型コロナウイルス関係の総合労務相談。	愛知県社会保険労務士会 ※毎週火曜 (☎ 052 - 871 - 2278)	
		テレワーク マネージャー 相談事業	テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施。	テレワークマネージャー 相談事業事務局 (☎ 03 - 5213 - 4032)	
		公共施設の 駐車場貸出	市内の公共施設の駐車場貸出を希望する場合の総合窓口。	市シティプロモーション課 (☎ 39 - 6528)	
	児童発達支援等 利用者負担相当 額の給付など	児童発達支援、放課後等デイサービスについて、通所に代わる支援に変更する場合の相談。(利用者負担相当額の給付制度があります。)	市障がい福祉課 (☎ 76 - 1127)		

申請  
必要

一人あたり  
10万円

## 特別定額給付金について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人当たり10万円の給付を行う特別定額給付金事業が実施されます。  
※特別定額給付金についての最新情報については、総務省のホームページでご確認ください。

### 給付対象者および受給権者（世帯主）

給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記載されている方  
受給権者は、その方の属する世帯の世帯主

給付額 給付対象者1人につき10万円

### 給付金の申請および給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の（1）オンライン申請方式および（2）郵送申請方式を基本とし、**給付は原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込**により行います。

#### （1）オンライン申請方式（マイナンバーカード所持の世帯主が利用可能）【令和2年5月1日から受付中】

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類（キャッシュカードのコピー、通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー等）をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

#### （2）郵送申請方式【令和2年5月15日から世帯主に申請書を送付】

市から受給権者宛に郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類（キャッシュカードのコピー、通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー等）と本人確認書類の写し（運転免許証のコピー、マイナンバーカードのコピー、健康保険証のコピー等の内、いずれか1点）とともに郵送

給付開始日（オンライン申請の場合）5月7日（木）から順次  
（郵送申請の場合）5月27日（木）から順次  
申請期限 8月20日（木）まで

#### 【問合先】

- ①特別定額給付金コールセンター  
☎ 76 - 2567（5月16日開通予定）
- ②行政改革課特別定額給付金係  
☎ 39 - 5593（5月13日開通予定）



市ホームページはこちら→

それ、**給付金を装った詐欺** かもしれません！

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」  
「暗証番号」の詐欺にご注意ください！

### 特別定額給付金に関して

- ◆市や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、**絶対にありません。**
- ◆市や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、**絶対にありません。**



消費者庁 消費者ホットライン 188  
イメージキャラクター「イヤヤン」

小牧市消費生活センター ☎ 76 - 1119 または消費者ホットライン「188」

発行 / 小牧市役所 ☎ 0568 - 72 - 2101（代） FAX 0568 - 75 - 5714

〒485 - 8650 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地 編集 / 市長公室 広報広聴課